

健 第 1114 号  
令和 2 年 12 月 8 日

各市町村長  
岩手県後期高齢者医療広域連合長  
岩手県国民健康保険団体連合会理事長 } 様

岩手県保健福祉部長

後期高齢者医療制度一部負担金特例措置支援事業費補助金交付要綱第 2 に規定する  
「知事が定める基準」について

このことについて、後期高齢者医療制度一部負担金特例措置支援事業費補助金交付要綱第 2 に規定する「知事が定める基準」については、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等における医療保険関係の特例措置について」（平成 23 年 5 月 2 日付け保発 0502 第 3 号厚生労働省保険局長通知）の記の第 2 の IV の 1（1）①から⑨までの要件（⑦又は⑧の要件にあつては、後期高齢者医療災害臨時特例補助金及び「後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令」（平成 19 年厚生労働省令第 141 号）第 6 条第 9 号に基づく特別調整交付金による国の財政支援の対象となるものに限る。）のいずれかに該当するものとする。

ただし、令和 3 年 4 月以降における標記要綱に基づく補助事業の対象となる者は、上記局長通知の記の第 2 の IV の 1（1）①から⑨までの要件（⑦又は⑧の要件にあつては、後期高齢者医療災害臨時特例補助金及び「後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令」（平成 19 年厚生労働省令第 141 号）第 6 条第 9 号に基づく特別調整交付金による国の財政支援の対象となるものに限る。）のいずれかに該当するもののうち、令和元年又は令和 2 年の市町村住民税非課税世帯に属する後期高齢者医療制度被保険者に限るものとする。

なお、後期高齢者医療制度一部負担金特例措置支援事業費補助金交付要領第 2 に規定する「知事が定める基準」について（平成 25 年 2 月 25 日健第 1645 号）については、本日付で廃止する。